

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	片 山	一 歩
同	明 石	直 樹

住民監査請求について（通知）

令和 3 年 9 月 16 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

東住吉区役所における令和 3 年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には、「プロセス（過程）指標」として「災害に対して備えをしている区民の割合：80%以上」などと記載されています。令和 2 年度の運営方針の重点的に取り組む主な経営課題にも同様の記載があり、この指標の測定については令和 2 年度東住吉第 1 回区民アンケート調査（以下、単に「区民アンケート」と言います。）によって行われていますが、後述するようにこの区民アンケートで取得されたデータについては、とても指標として用いることができるようなものではなく、運営方針における指標の設定を誤り、結果として区民アンケートの実施にかかる費用が「運営方針の評価」である目的を達成できないまま支出されています。

令和 3 年度においても区民アンケートの実施予算が計上されており、同様の損害が発生することは明白であるので、損害を防止する措置を講じてください。

(2) その行為が違法又は不当である理由

東住吉区役所における令和 2 年度区民アンケートについて、実施決裁文書にはその目的

が「区政に関するご意見やご要望を伺い、区の施策や事業へ反映させることを目的とする。」と記載されています。また、令和2年度大阪市東住吉区民アンケート調査業務委託の仕様書には調査目的として、「区の施策・事業に対する、より多くの多様な区民の意見やニーズ、施策・事業の成果・評価などに関する情報を収集・分析し、施策・事業の企画・立案から実施など全般に渡る意思決定に役立てることを目的とする。」と記載されています。

これらについて、区民アンケートの内容を詳細に見てみると、設問のほとんどが運営方針の重点的に取り組む主な経営課題に記載されている事項に関するものであり、区民アンケートの主たる目的は運営方針の評価であると認められます。

しかし、東住吉区役所はこの区民アンケートの結果を運営方針のプロセス指標として使用することの合理性について説明が全くできず（民法第644条、地方自治法第138条の2違反）、対象文書を「区民アンケートの結果がプロセス指標として用いることのできる根拠が示された文書」として行った情報公開請求についても不存在となっています。

プロセス（過程）指標については、当年度の取組内容について、その結果が上がっているかどうかを可視化するものであり、当年度の取組内容は、東住吉区民を運営方針に定められている「めざす状態」を達成するために行われるものです。つまり、プロセス（過程）指標は運営方針の評価を行うことができるものでなければならないものです。

しかし、東住吉区役所はこの区民アンケートの結果を運営方針のプロセス（過程）指標として用いることの妥当性について何ら確認をしておらず、説明もできない状態です。

その結果、この区民アンケートにかかる経費が目的（運営方針の評価）を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっています。

具体的には、東住吉区役所の令和2年度運営方針の重点的に取り組む主な経営課題には、プロセス（過程）指標として「災害に対して備えをしている区民の割合：80%以上」と記載され、「プロセス指標の達成状況」には「区民アンケートにおいて、災害に対して備えをしている区民の割合：75.8%」との記載（これは、令和2年度第1回東住吉区民アンケートによる測定です。）があり、評価「②（ii）」となっています。

これに関し市民の声で「問12の結果を『災害に対して備えをしている区民の割合』であると解釈できる根拠はどのようなものでしょうか。」（2021/08/26）などとした質問に対して回答はありませんでした。

おそらく、2021年1月30日付の市民の声に対する次の回答をもって「既に回答したもの」という取り扱いになっているものと思われる。

「大阪市では、市民の皆様に信頼される市政・区政の実現をめざすため、『市民の声』をはじめとして、皆さまから様々なご意見等をいただき、本市施策へ反映させることに努めていますが、東住吉区民アンケートにつきましても、区民の皆さまのご意見やニーズを把握し、区の施策、事業へ反映させる目的で実施しております。

アンケート調査の結果により取得したデータにつきましては、施策・事業を進める上で、必要に応じ様々な関連情報を合わせて、総合的な判断を行う際に活用しております。」

しかし、この回答では全く質問に対する回答にはなっておらず、何の説明にもなってい

ません。

また、これに関連して行った情報公開請求は不存在となっています。

ここでも不存在の理由は「当区における区民アンケート調査によって取得したデータは、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識したうえで、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用することを前提としていることから、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」となっていますが、請求対象文書は「間 12 の結果が『災害に対して備えをしている区民の割合』であると解釈できる根拠が記載された文書」、「このようなアンケート及びアンケートの結果数値を運営方針のプロセス指標として使用することの合理性、妥当性が記載されている文書。」なので、これが不存在であるということは、区民アンケートの結果を「区民の割合」であるという根拠も、プロセス指標として用いることができるという根拠も説明できないということです。

なお、この区民アンケートと全く同一の手法で行われた「市政改革プラン 2.0 の成果指標測定のための無作為抽出アンケート」にかかる本年 6 月 15 日付情報公開審査会答申第 492 号では、「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるように設計されておらず、（当該アンケートの結果は）あくまで各調査の回答者の回答状況にとどまるもの」であるとされています。

つまり、無作為抽出アンケート同様、この区民アンケートについても、区民全体の状況を推計できるものではなく、結果はあくまでも回答者の回答状況をあらわすにとどまり、それ以上の意味を持たないものであるということです。

そして、調査対象者を無作為抽出している以上、結果は「たまたまその調査対象者が選ばれたのでその値になった」、つまりは偶然の産物にすぎないというものです。いわば「サイコロを振ったらたまたま 2 が出た」ということと本質的にはなんらか変わらず、このような値に何らかの意味を持たせて指標などとしてすることができるわけがありません。

実際のところ、問題の本質はここにあります。「当該アンケートは市民又は区民全体の状況を統計学的に推計できるように設計されておらず」という点について、本来であれば区民全体の状況を把握できるように区民アンケートを設計すべきところ、そのために必要な統計学や標本調査に関する素養を備えないため、調査対象者を住民基本台帳から無作為抽出するのはいいとして、漫然と回答があったものだけを集計して結果としており、低回収率に関する問題意識も持てずにいます。つまり、運営方針の指標を区民アンケートの結果とするのであれば、そのための区民アンケートがどのようなものであるのかの検討を行うべきところ、そのような検討は一切行われておらず（公開請求は不存在でした。）、その結果、情報公開審査会に対して説明したような事態になっており、運営方針の指標にはとてもなりえないデータしか取得できないものになっています。

見方を変えると、せいぜい「なんとなくこんな感じなのかもしれない」という程度の感想しか得られ（それすら疑わしい）ず、また前年度からの増減に意味がなく、施策・事業の効果の判断ができない現在の区民アンケートの結果を、運営方針の指標などで「〇〇である区民の割合」であるとか、「区民アンケートで〇〇%以上となること」などとして使用することがそもそも不可能なのであり、区民アンケートの性質を見誤り、標本調査として適切に行うためにはどうすればよいかという課題すら思い浮かべることができず、結果

として運営方針の策定を誤り、指標として使用することなど到底できない区民アンケートを実施することになっています。

なお、上記の「素養を備えない」ということは、不存在の理由として示されている「母集団の代表となっているとは必ずしも言えないということを確認」という点に現れています。アンケートの調査結果から母集団に関する知見を得るには、標本（アンケートの回答者集団）が母集団を代表するものになっている（標本が母集団からの確率標本である）ことが必須であり、この最も重要な条件を満足に認識できていない点に素養を備えないということが現れています。

実際、「令和2年度第1回東住吉区民アンケートの調査の実施状況、アンケート送付数および回答者数を見ると、回答率は極めて低く、性別・年齢階層別構成比も母集団のそれからの著しい偏りが認められ、標本（回答者集団）は確率標本（母集団を代表する標本）にはなっておらず、「確率標本でない場合、信頼区間の計算は形式的にはできるが、その計算結果は理論的には無意味である。」ということになっています。上記で言うと、75.8%という値には、母集団に関する何らの意味も見いだせないということです。

このような運営方針の評価のための区民アンケートの実施は、「地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる」ものかもしれません。しかし、実施機関は上記のように区民アンケートで得られた結果データを運営方針の指標として用いることの合理性、妥当性を何ら確認していません。そして、情報公開審査会に対して上記の説明を行わざるを得なくなり、この時点で行っていることに論理的根拠が存在しないことが露呈したために回答不能に陥っています。要するに、運営方針の指標を設定する際に、区民アンケートの結果データを用いることが適切であるかどうかを確認していないか、あるいは確認するための素養を備えていなかったことが原因で、上記の事態を招いているわけで、この点に不作為による違法が存在します。

このように、事務の目的（運営方針の評価）と全く関連性を持たない（目的を実現できない）区民アンケートを実施し、その費用を支出することまで「地方公共団体の長の広範な裁量」に含まれているとは到底考えられず、「市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合」に該当するものです。

(3) その結果、大阪市に生じている損害

「令和2年度区民アンケート」に要した費用、1,296,827円が無駄になっています。

令和3年度においても、区民アンケートの予算が計上されており、令和2年度と同様の損害を生じることが明白となっています。

(4) 請求する措置の内容

前項に記載の令和3年度に発生すると考えられる損害を防止する措置を講じてください。令和3年度区民アンケートの実施に要する費用を支出しないよう求めます。

なお、以下の点について監査意見を付していただきますようお願いいたします。

- ・この区民アンケートのように「〇〇である区民（市民）の割合」等、区民（市民）の状態を把握するための調査事業が適切に行われるような措置を講じること
- ・大阪市はICT戦略アクションプランにおいて、施策、事業の立案にあたりEBPM

の推進ということをやっています。EBPMを推進するためには統計学の素養が欠かせません。施策、事業立案の前提となる現状を把握するために必要な統計学の素養を必要な職員が備えられるような措置を講じること

2 その他

1-(2)で述べた、「素養を備えない」ということは随所に現れています。不存在決定の理由に見られる「区民アンケート調査によって取得したデータは、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識…」という文章について、主語が「取得したデータ」になっていますが、代表性を備えなければならないのはデータではなく標本（アンケート回答者集団）です。また上述のようにアンケートの結果データをそのまま「区民の割合」としており、両者が異なる概念のものであるという理解もあいまいになっています。

運営方針が「区民を〇〇の状態にする」という性格のものである以上、その効果の測定は区民の状態が把握できるものでなければなりません。母集団たる東住吉区民全体から調査対象を抽出し、そこから得られたデータをもとに東住吉区民全体の状況を推し量るためには区民アンケートを「標本調査」として適切に実施しなければなりません。東住吉区役所は「単なるアンケートと標本調査は根本的に異なるものである」という点についての理解があいまいで、単なるアンケート調査の結果をもって東住吉区民の状態を推し量ろうとしており、区民アンケートの本質が標本調査であるということも、標本調査を適切に実施するための知見も欠いています。（「アンケート」という用語と「調査」という用語が混在している点からも、このことが伺えます。）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第2 判断に至った理由

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した。

請求人は、令和3年度区民アンケート調査が具体的な行為であると主張し、その違法不当事由について、令和2年度東住吉区民アンケート調査業務委託によって取得されたデータは、指標として用いることのできるものではなく、区民アンケートの実施に係る費用が目的である運営方針の評価を達成できないまま支出されているところ、令和3年度においても同様の損害が発生することは明白であると指摘している。

しかしながら、請求人は、主に令和2年度の区民アンケート調査業務委託を違法な支出であると摘示するのみで、令和3年度の区民アンケート調査についての事実の摘示は、予算がついているという点しかない。令和2年度と同様の損害が生じることが明白であると主張するが、令和3年度の同区における区民アンケート調査が違法又は不当となることの具体的な事実の摘示があるとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。